

#### 4 『著作財産権及び人格権侵害と訴訟物並びに名誉感情の保護』

##### パロディ事件(第2次)(S61.05.30)

- 一 一個の行為により同一著作物についての著作財産権と著作者人格権とが侵害されたことを理由とする著作財産権に基づく慰藉請求と著作者人格権に基づく慰藉料請求とは、訴訟物を異にする別個の請求である。
- 二 旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)三六条ノ二所定の著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、德行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を指し、名誉感情を含まない。

判旨：複製権を内容とする著作財産権と公表権、氏名表示権及び同一性保持権を内容とする著作者人格権とは、それぞれ保護法益を異にし、また、著作財産権には譲渡性及び相続性が認められ、保護期間が定められているが(旧著作権法(昭和四五年法律第四八号)による改正前のもの。以下「法」という。一一条ないし一〇条、一三条等)、著作者人格権には譲渡性及び相続性がなく、保護期間の定めがないなど、両者は、法的保護の態様を異にしている。したがって、当該著作物に対する同一の行為により著作財産権と著作者人格権とが侵害された場合であつても、著作財産権侵害による精神的損害と著作者人格権侵害による精神的損害とは両立しうるものであつて、両者の賠償を訴訟上併せて請求するときは、訴訟物を異にする二個の請求が併合されているものであるから、被侵害利益の相違に従い著作財産権侵害に基づく慰謝料額と著作者人格権侵害に基づく慰謝料額とをそれぞれ特定して請求すべきである。

法三六条ノ二は、著作者人格権の侵害をなした者に対して、著作者の声望名誉を回復するに適當なる処分を請求することができる旨規定するが、右規定にいう著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、德行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである(最高裁昭和四三年(オ)第一三五七号同四五年一月一八日第二小法廷判決・民集二四卷一三二号二一五頁参照)。これを本件についてみると、原審の適法に確定した事実関係中には、上告人の被上告人に対する本件著作者人格権侵害行為により、被上告人の社会的声望名誉が毀損された事実が存しないのみならず、右事実関係から被上告人の社会的声望名誉が毀損された事実を推認することもできないといわなければならない。